

聴覚障害者等のための大井町意思疎通支援事業実施要綱（令和4年3月29日制定、令和4年4月1日適用）を次のように改正し、令和5年10月1日から適用する。

令和5年10月1日

聴覚障害者等のための大井町意思疎通支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第22条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第6号の規定に基づき、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等（以下「聴覚障害者等」という。）とその他の者との意思疎通を支援するために、手話通訳者又は要約筆記者（以下「意思疎通支援者」という。）を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、自立と社会参加の促進に資することを目的とする。

（事業の内容）

第2条 前条の目的を達成するため、大井町意思疎通支援事業（以下「事業」という。）として、次に掲げる業務を実施する。

- (1) 意思疎通支援者のうち、手話通訳者の派遣に関する業務
- (2) 意思疎通支援者のうち、要約筆記者の派遣に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、事業の実施に必要と認められる業務

（実施主体の宣言）

第3条 事業の実施主体は、大井町である。

（町の責務）

第4条 町長は、事業に従事する意思疎通支援者の健康と安全の確保に努めなければならない。

- 2 町長は、意思疎通支援者の技術及び知識の向上に資する研修の開催及び神奈川県等の開催する研修への参加等に配慮しなければならない。
- 3 町長は、意思疎通支援業務の特殊性により発症が危惧される頸肩腕障害、メンタルストレスに起因する疾患等の健康障害を予防し、意思疎通支援者の健康保持を図り、もって事業全体の健全な運営を確保するため、必要に応じ、意思疎通支援者の頸肩腕障害に関する健康診断を実施するよう努めるものとする。

(意思疎通支援者の責務)

第5条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務を遂行するにあたって、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 事業を通じて知り得た情報を本人の同意を得ないで第三者に提供してはならないこと。
- (2) 手話通訳又は要約筆記の技術、聴覚障害者等に関する知識の向上に努めること。

2 前項第1号の規定は、意思疎通支援者を辞した後にも適用する。

(事業の委託及び監督等)

第6条 町長は、第2条に規定する業務を町長が適当と認めた法人（以下「受託者」という。）に全部又は一部を委託することができる。

2 町長は、前項の規定により業務を委託したときは、業務の適正な遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、適正な履行を確保するものとする。

3 受託者は、前項の規定による町長の監督を受け、町長から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(大井町意思疎通支援者の登録)

第7条 町長が別に定める要件を承諾したうえで意思疎通支援者としての登録を大井町に対して希望する者は、大井町意思疎通支援者登録申請書（第1号様式）に、手話通訳者にあつては次の第1号から第3号までに掲げるいずれかの資格を証する書類を、又は要約筆記者にあつては次の第4号又は第5号に掲げるいずれかの資格を証する書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）に基づく手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）の合格者
- (2) 神奈川県手話通訳者登録試験の合格者
- (3) 前2号で規定するものと同等と認められる者
- (4) 神奈川県要約筆記者登録試験の合格者
- (5) 前号で規定するものと同等と認められる者

2 町長は、前項の申請を受理したときは、登録の可否を慎重に判定し、当該結果を大井町意思疎通支援者登録通知書（第2号様式）により、当該申請者に通知しなければならない。

3 町長は、前項の判定により登録を可とした者について、当該者に関する必要事項を大井町意思疎通支援者登録台帳（第3号様式）に登録しなければならない。

(意思疎通支援者証)

第8条 町長は、大井町意思疎通支援者（前条第3項の規定により大井町意思疎通支援者登録台帳に登録された者をいう。以下同じ。）に大井町意思疎通支援者証（第4号様式。以下「意思疎通支援者証」という。）を交付しなければならない。ただし、当該大井町意思疎通支援者が神奈川県意思疎通支援者証を所持している場合は、意思疎通支援者証の交付を省略できるものとする。

2 大井町意思疎通支援者は、手話通訳業務又は要約筆記業務（以下「意思疎通支援業務」という。）に従事するときは、常に神奈川県意思疎通支援者証又は意思疎通支援者証を携帯し、提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

3 大井町意思疎通支援者は、意思疎通支援者証を紛失等したときは、速やかに大井町意思疎通支援者証紛失等届兼再交付申請書（第5号様式）を町長に提出し、意思疎通支援者証の再交付を受けなければならない。

4 大井町意思疎通支援者は、登録事項に変更があるときは、速やかに大井町意思疎通支援者登録事項変更届（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 町長は、大井町意思疎通支援者が次の各号のいずれかに該当した場合は、大井町意思疎通支援者の登録を取り消すことができる。

- (1) 大井町意思疎通支援者登録辞退届（第7号様式）の提出があったとき。
- (2) 第5条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 神奈川県による手話通訳者又は要約筆記者の認定が取り消されたとき。
- (4) 手話通訳士の認定が取り消されたとき。

2 大井町意思疎通支援者は、登録の取り消しの決定を受けたとき又は登録を辞退したときは、意思疎通支援者証を速やかに町長に返還しなければならない。

(派遣の対象者)

第10条 意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、大井町内に居住する聴覚障害者等であって、意思疎通支援者がいなければその他の者との円滑な意思の疎通を図ることが困難なものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、他の市（区市町村）長等から意思疎通支援者の派遣の依頼があるときは、当該市（区市町村）の聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、町長は、大井町内において緊急に意思疎通支援者の派遣を必要とする大井町外に居住する聴覚障害者等がいるときは、当該聴覚障害者等を対象者として意思疎通支援者を派遣することができるものとする。

(派遣対象の内容等)

第11条 意思疎通支援者の派遣の対象となる内容は、聴覚障害者等の日常生活及び社会生活を営むために必要なものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項は、派遣の対象から除外する。

(1) 町長が社会通念上派遣することが好ましくないと認める内容

(2) 町長が公共の福祉に反すると認める内容

(派遣の区域及び時間)

第12条 意思疎通支援者の派遣の対象となる区域は、神奈川県内とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、町長は、意思疎通支援者を神奈川県外に派遣することができるものとする。ただし、当該派遣先が遠隔地等であるとの理由により意思疎通支援者を派遣することができないときは、町長は、当該派遣先の市（区市町村）又は都（道府県）に登録されている手話通訳者又は要約筆記者を派遣することができるものとする。

3 意思疎通支援者の派遣の対象となる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、緊急又はやむを得ない事由のある場合及び町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(派遣の申請)

第13条 意思疎通支援者の派遣を申請することのできる者（以下「申請者」という。）は、第11条に規定する聴覚障害者等及びその代理をする者であって、個人に限るものとする。

2 申請者は、意思疎通支援者の派遣を希望する日の、閉庁日を含まない15日前までに、大井町意思疎通支援者派遣申請書（第8号様式。以下「派遣申請書」という。）により、町長に申請しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、救急搬送等の緊急を要する場合その他の緊急又はやむを得ない事由のある場合は、緊急又はやむを得ない事由が消滅した日から、閉庁日を含まない5日以内に派遣申請書を町長に提出しなければならない。

(派遣の決定)

第14条 町長は、前条第2項の派遣申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、意思疎通支援者の派遣の可否を決定し、大井町意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書（第9号様式）により、当該申請者に通知しなければならない。

2 町長は、前項の決定にあたり、あらかじめ社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会理事長に派遣可能な意思疎通支援者の選定及び調整を依頼することができるものとする。

3 町長は、大井町意思疎通支援者の派遣を決定したときは、緊急又はやむを得な

い事由のある場合を除き、大井町意思疎通支援依頼書（第10号様式）により、大井町意思疎通支援者に依頼を行うものとする。

（申請者の費用負担）

第15条 意思疎通支援者の派遣に要する申請者の費用負担は、無料とする。ただし、意思疎通支援業務を行う際に必要となる意思疎通支援者に係る入場料、参加費その他これらに類する費用は、申請者が負担しなければならない。

（派遣の停止等）

第16条 町長は、申請者が虚偽の申請その他この要綱に著しく反して意思疎通支援者の派遣の決定を受けたときは、意思疎通支援者の派遣を停止し、又は意思疎通支援者の派遣に係る費用の全部若しくは一部の負担を申請者に命ずることができる。

（報告）

第17条 意思疎通支援者は、意思疎通支援業務の終了後速やかに大井町意思疎通支援者派遣業務報告書（第11号様式）又は当該様式に準拠する報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し、意思疎通支援業務を行った日の翌日から起算して閉庁日を含まない20日以内に町長に報告しなければならない。

（派遣の報償等）

第18条 町長は、業務報告書により適正に意思疎通支援業務が行われたことを確認したときは、別表に定めるところにより報償等を意思疎通支援者に支払わなければならない。

2 町長は、第12条第2項ただし書の規定により意思疎通支援者を派遣したときは、前項の規定にかかわらず、当該派遣先の市（区市町村）又は都（道府県）の定めるところにより、その費用を負担するものとする。

3 町長は、意思疎通支援業務に従事する時間が長時間にわたる場合その他のやむを得ない事由により複数名の意思疎通支援者を同一の意思疎通支援業務に派遣する場合は、それぞれについて第1項の報償等を支払わなければならない。

（実施細目）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表（第18条関係）

区 分	基 準		金 額
報償費	意思疎通支援業務（以下「業務」という。） 従事時間数に応じて報償費を支払う。	2時間まで	3,000円
		2時間を超える場合は30分 単位で定額の加算を支払う。	800円
時間外加算	業務従事時間が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は、当該時間数1時間単位で時間外加算を支払う。		1時間につき 1,000円
交通費相当	業務従事地に応じて定額 の経費を支払う。	派遣先が意思疎通支援者の居 住市町村内の場合	1回につき 500円
		派遣先が意思疎通支援者の居 住市町村以外の場合	1回につき 1,000円
交通費実費	夜間、緊急又はやむを得ない事由によりタクシーその他の 交通手段を使用した場合		タクシー料金等 の実費額

備考

- 1 意思疎通支援業務従事時間とは、意思疎通支援者が現に意思疎通支援業務を行った時間であり、意思疎通支援者の自宅等（生活の本拠地又は意思疎通支援業務に従事する直前に所在した場所をいう。）と意思疎通支援業務の従事場所との往復移動に係る時間を含まないものとする。
- 2 タクシー料金等の実費額は、領収証書その他の明確な証拠書類によって証明されなければならない。
- 3 タクシー料金等の実費額を支払う場合は、交通費相当の定額の経費は併給されない。